

第二体制

阪神港（神戸区、尼崎西宮芦屋区）

区分：「第二体制（津波避難勧告）」

「津波警報」発表時発出

在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留策の強化等津波対策に万全を期すこと。

「大津波警報」発表時発出

- 1 在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
- 2 500 総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は、走錨海難防止のため、次の事項に留意すること。

- a) 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- b) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分：「解除」

「津波警報、大津波警報解除」発表時発出

各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意すること。